

花き流通標準化検討会 設置要領

第1 趣旨

我が国の物流をめぐる環境は、労働力不足の深刻化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会・経済環境の変化、AI・IoT等の最新技術の進展等、様々な変化が生じている。このような中、令和3年6月15日に閣議決定された新しい総物流施策大綱においても、取り組むべき施策として「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）」が挙げられており、6月17日には個社や業界、官民の垣根を越え、長期的視点でその課題や推進方策を議論・検討する「官民物流標準化懇談会」が設置されたところである。

業種分野別の取組については、「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」が令和2年3月に取りまとめられている。さらに昨年9月に、青果物流通における標準化の現状と今後の対応の方向性について関係者が集まり、議論・検討する「青果物流通標準化検討会」を設置し、令和4年4月には「青果物流通標準化ガイドライン骨子」を取りまとめたところである。

このような現状を踏まえ、加工食品や青果物分野における物流標準化の取組を参考に、花き流通においても標準化の取組を推進し、物流標準化の現状と今後の対応の方向性について関係者が集まり議論・検討する場を設けることを目的として、「花き流通標準化検討会」（以下「検討会」という。）を設置するものである。

第2 委員

- (1) 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の委員は、必要に応じて追加することができる。

第3 作業部会

- (1) 実務的な検討作業を行うため、作業部会を設置することができる。
- (2) 作業部会の委員は、別紙のとおりとする。
- (3) 作業部会の委員は、必要に応じて追加することができる。

第4 議事の公開

- (1) 検討会及び作業部会は原則として非公開とし、議事については要旨を作成し、各構成員の了解を得た上でこれを公開する。
- (2) 検討会及び作業部会で使用した資料については、原則として公開する。

第4 事務局

検討会及び作業部会に係る事務は、農林水産省農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室の協力を得て、大臣官房新事業・食品産業部食品流通課において処理する。

(別紙)

1. 花き流通標準化検討会 委員名簿

(敬称略、順不同)

福永 哲也 日本花き卸売市場協会会長
豊明花き株式会社 代表取締役社長
株式会社フラワーオークションジャパン 代表取締役社長

田島 久嗣 日本花き卸売市場協会副会長
札幌花き園芸株式会社 代表取締役社長

中嶋 強 電算事務改善委員会委員長
株式会社仙花 代表取締役社長

林 悦孝 物流効率化委員会委員長 (東海支所長)
株式会社名港フラワブリッジ 代表取締役社長

大西 常裕 日本花き卸売市場協会常務理事 (関西支所長)
株式会社なにわ花いちば、TK なにわ花いちば 代表取締役社長

注) 開催要領第2の(2)に基づき、検討会の委員は必要に応じて追加することができる。

2. ガイドライン検討作業部会 委員名簿

(敬称略、順不同)

豊吉 伸司 株式会社フラワーオークションジャパン 取締役

矢野 新一 大阪フラワーサービス株式会社 社長

竹原 裕 株式会社花満 専務取締役

吉武 利秀 株式会社大田花き 執行役常務兼ロジスティック本部長

注) 開催要領第3の(3)に基づき、作業部会の委員は必要に応じて追加することができる。